

2. 令和3年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔コンサルタント業務〕

令和3年 3月 9日



国土交通省 関東地方整備局

1. 入札・契約制度に関する動向と意見

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

・今般働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月)

・公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法律の対象として位置付け
 ・災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備 など

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和2年1月)

・都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす

○改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」決定(令和2年12月)

・測量、調査及び設計(業務)の指標
 全国指標 : ①地域平準化率(履行期限の分散)、②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
 関東ブロック独自指標 : ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

■ 受注者の主な意見

- 生産性・品質向上に資する新たな事業推進形態
 (事業促進PPP等)の拡大、制度改善
- 災害活動実績評価の対象拡大(自治体等の要請に基づく活動)
- 総合評価等における、業務成績評定、優良表彰等に基づく
 企業評価の地方整備局間の統一的運用
- 管理技術者の手持ち業務制限の緩和措置
- 履行期限(納期)平準化と標準履行期間確保への取組み強化
- 入札・契約過程、契約内容等に係る情報の閲覧方法改善 など
- 分離発注の徹底

■ 発注者の主な意見

- 競争性の確保(入札参加へのインセンティブ)
- 手続きの簡素化、事務負担の軽減 など



令和3年度の実施方針に反映

令和3年度実施方針のポイント

- 担い手確保・育成(働き方改革・WLBの推進支援)
- 技術力を重視した評価(品質確保)
- 競争性の確保、競争参加機会の拡大

2. 令和3年度 入札・契約手続きの実施方針 一覧

変更箇所一覧(R2年度との比較)

凡例
新規
見直し
継続

令和2年度
1. 品質確保と担い手の育成・確保
○ 確実な品質確保対策の実施
① 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大
② 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示
③ 事業促進PPP業務における受注制限緩和及び常駐・専任の緩和
○ 担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保
④ 適切な地域要件の設定
⑤ 災害協定等に基づく活動実績の評価
⑥ 自治体等の受注実績の評価
⑦ 若手技術者の活用を評価(対象年齢を35歳から40歳に引き上げ)
⑧ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)
2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保
① 分離発注の徹底【継続】
② 拡大型プロポーザル方式の導入
③ 業務成績・優良業務表彰の全国評価
④ 業務成績・優良業務表彰の業種区分評価
⑤ 業務実績の評価対象期間の見直し
⑥ 業務成績評価区分の見直し
⑦ 業務成績評価の上限値・下限値の変更
⑧ マネジメント経験の実績を評価
⑨ 業務実績要件の緩和
3. 事務手続きの効率化
① 入札説明書等の記載の簡素化
② 入札公告資料の合理化
③ 一括審査方式の導入
④ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)
⑤ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入
⑥ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)
⑦ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
⑧ 資料閲覧の効率化(電子成果品の閲覧)



令和3年度
1. 品質確保と担い手の育成・確保
○ 確実な品質確保対策の実施
1-① 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大
1-② 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示
1-① 事業促進PPP業務の受注制限・常駐・専任緩和【R2.12~】
1-② 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8~】
1-③ 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8~】
○ 担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保
1-③ 適切な地域要件の設定
1-④ 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大【試行:R3.8~】
2-① に集約
1-⑤ 若手技術者の活用を評価(対象年齢を35歳から40歳に引き上げ)
1-⑥ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)
2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保
2-① 分離発注の徹底【継続】
2-② 拡大型プロポーザル方式の導入
2-① 業務成績評価、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8~】
2-① に集約
2-③ 業務実績の評価対象期間の見直し
2-① に集約
2-① に集約
2-① に集約
2-④ 業務実績要件の緩和
2-② 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.8~】
2-③ 手持ち業務量(金額)の変更【検討中】
3. 事務手続きの効率化
3-① 入札説明書等の記載の簡素化
3-② 入札公告資料の合理化
3-③ 一括審査方式の導入
3-④ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)
3-⑤ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入
3-⑥ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)
3-⑦ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
3-① 資料閲覧の効率化(クラウドの活用)【R2.9~】
3-② 業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進
3-③ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10~】
3-④ 業務発注手続きの発注者補助業務【R3年度~】

2. 令和3年度 入札・契約手続きの実施方針 一覧

新規・見直し項目(概要)

凡例 新規 見直し	令和3年度 実施方針 (新規/見直し項目)	新規/見直し	概要
1. 品質確保と担い手の育成・確保			
○確実な品質確保対策の実施			
1-①	【R2.12～】 事業促進PPP業務の受注制限・常駐・専任緩和	見直し (更なる緩和)	受注制限を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」のみに緩和
1-②	【R3.8～】 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定	新規	管理(主任)技術者として、同種・類似業務の指導実績※をマネジメント経験として認定
1-③	【R3.8～】 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価	新規	管理(主任)技術者実績を有する技術者を、他のプロポーザル方式で発注する業務に管理(主任)技術者として配置する場合に、「部長・事務所長表彰の経験」と同等に評価
○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保			
1-④	【R3.8～】 災害活動実績の評価対象拡大	見直し (対象拡大)	評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の実績まで拡大
2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保			
2-①	【R3.8～】 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更	見直し (評価基準)	<ul style="list-style-type: none"> ■業務成績 : ・評価対象を関東地整実績優先から全国実績に見直し ・全国評価への見直しを受けた上・下限値の見直し ■表 彰 : 本省ガイドラインに準じた見直し
2-②	【R3.8～】 海外インフラプロジェクト実績認定・表彰の評価	新規	海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰を受けた技術者を評価 <ul style="list-style-type: none"> ■業務実績 : 認定された海外実績を国内の同種・類似業務実績と同様に評価 ■表 彰 : 表彰された海外実績を国内の表彰と同様に評価※ ※「大臣表彰」:局長表彰相当、「若手・女性表彰」:部長・事務所長表彰相当
2-③	【検討中】 手持ち業務量(金額)の変更	見直し (金額の拡大)	手持ち業務量(金額)の見直し
3. 事務手続きの効率化			
3-①	業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進	見直し (更なる推進)	早期発注、国債・翌債等を活用し、3月に集中している納期の山を他の期間に分散させる業務サイクルに見直し
3-②	【R2.9～】 資料閲覧の効率化(クラウドの活用)	見直し (閲覧方法改善)	クラウドを活用し、過年度成果等を自社で閲覧できる方式に改善
3-③	【R2.10～】 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化	見直し (閲覧方法改善)	事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス(PPI)」により閲覧できる方式に改善
3-④	【R3年度～】 業務発注手続きの業務発注手続きの発注者補助業務	新規	業務の入契手続き資料作成、参加表明書の評価(資料作成・チェック等)をアウトソーシング

令和3年度 **新規・見直し**項目

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

1-① 事業促進PPP業務の受注制限・常駐・専任緩和【R2.12～】

1-② // の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8～】

1-③ // の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8～】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

1-④ 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大【試行:R3.8～】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

2-① 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

2-② 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.8～】

2-③ 手持ち業務量(金額)の変更【**検討中**】

3. 事務手続きの効率化(受・発注者の働き方改革推進)

3-① 業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進

3-② 資料閲覧の効率化(クラウドの活用)【R2.9～】

3-③ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

3-④ 業務発注手続きの発注者補助業務【R3年度～】

1-1 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【試行：R2.12～】

趣旨 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

対象 事業促進PPP業務(事業監理業務)

概要 発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「**発注者支援業務等**」から「**調査設計資料作成業務**」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**

■透明性を確保し、**他の参加者との公平性**を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

(今回) 緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：**調査設計資料作成業務(行政事務補助)**は**不可**
設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPIに関するガイドライン」より

2.7公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

4.2課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が**継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない**発注方式や条件等について検討が必要である。

従前

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等	調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	----------	------------

緩和①

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等	調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	----------	------------

緩和②

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等	調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	----------	------------

凡例

受注可
受注不可

発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

【参考】 令和2年度実施方針より抜粋

1. ③ 事業促進PPP業務における受注制限緩和及び常駐・専任の緩和【新規】(R2より試行)

趣旨) 事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

対象) 平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

概要) より高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、業務(発注者支援業務等を除く)の受注制限を廃止、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施(発注者支援業務等の同時受注は不可とする。)

「発注者支援業務等」から
「調査設計資料作成業務」に見直し(緩和)

【事業促進PPP】

・事業促進を促すため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係機関等との協議、事業管理、施工管理等を行う方式

出典: 国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン

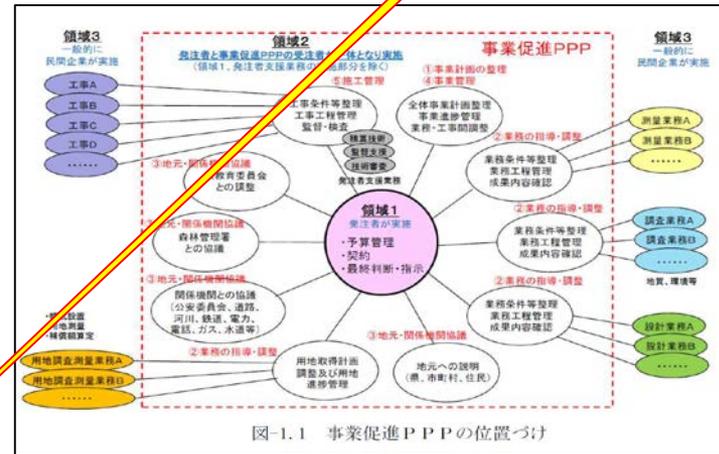
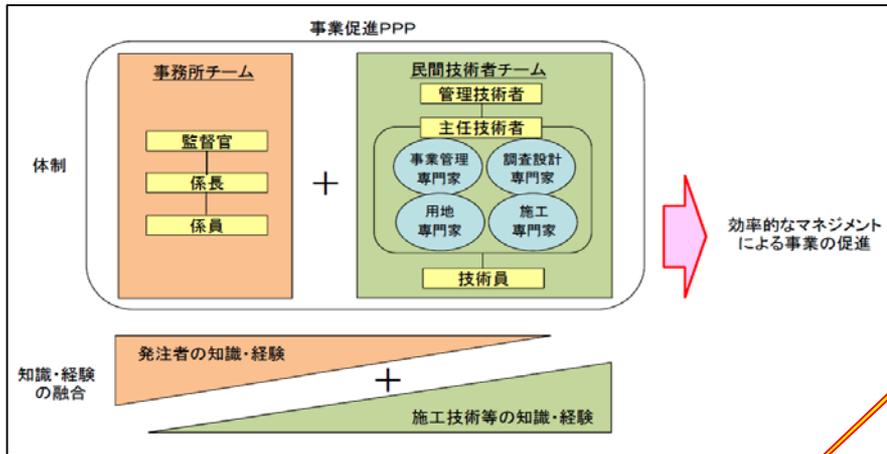


図-1.1 事業促進PPPの位置づけ

【受注制限緩和】

本省がドラインより抜粋

2.7公平中立性
事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。
4.2課題・留意事項
事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

関東試行

事業促進PPPの工区内の業務の受注を可とする。
発注者・受注者の業務分担の明確化。
公平性・透明性確保の観点から、発注者支援業務等の同時受注制限を実施。

【常駐・専任緩和】

本省がドライン	常駐	専任	関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし	管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要	主任技術者	必要 (いずれか で最低1名)	必要なし
技術員	必要	必要	担当技術者		必要なし

専任: 必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)
常駐: 主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)
※発注者の判断で常駐・専任を定めることは可
※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

1-② 指導実績の業務実績認定 -事業促進PPP業務-【試行：R3.8～】

趣旨 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
対象 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
概要 事業促進PPP業務※の管理技術者で、同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定
 事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務※の管理技術者の立場で、
 同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
 ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理(主任)技術者で配置する場合

同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

今回追加

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の立場で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

1-③ 管理(主任)技術者経験の加点評価【試行:R3.8~】-事業促進PPP業務-

- 趣旨** 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
- 対象** プロポーザル方式で発注する業務
- 概要** 事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「部長・事務所長表彰の経験」と同等に評価する

認定条件 過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者として携わった実績がある。

ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る

『高いマネジメント力』を評価

プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合

「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に加点評価

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上

1-④ 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大【試行：R3.8～】

趣旨) 品確法改正、災害の激甚化などを受けた、迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)
 対象) **総合評価落札方式(標準型、簡易型)で発注する全業務で選択可とする。**

概要) 「地域性—地域貢献度」の評価項目として「**災害活動実績の評価**」を新規設定 (「地理的条件」の評価は継続)

- ・ **指定エリア内における災害活動実績を評価**
- ・ 災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、
『**災害活動実績証明書**』の交付を受けた災害活動実績(過去5年間)を評価
(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)
- ・ **R3.8より、評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大**

■ 災害活動を証明する資料

- ・ 関東地方整備局の実績 : 災害活動実績証明書(関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの)
- ・ 国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し(協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの)を必ず添付

	地域貢献度	地理的条件【継続】				
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、 総合評価落札方式の「 入札参加者を指名するための基準 」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の 「 入札参加者を指名するための基準 」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)				
評価内容		評価ウェイト			評価ウェイト	
	実績内容	地理的条件なし	地理的条件あり	所在地	地理的条件なし	地理的条件あり
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3	〇〇〇に本店がある	—	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 事務所等※の災害活動実績※がある	4	2	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1
	関東地整管内における災害活動実績※がある	2	1	上記以外	—	加点しない
	上記以外	加点しない		上記以外	—	加点しない
対象	原則、 総合評価落札方式で発注される全業務(選択可)	総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務				

※: 関東地整の本局・事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等 の実績

【参考】 令和2年度実施方針より抜粋

災害協定等に基づく活動実績の評価(災害活動証明書)



災害協定等に基づく活動の要請など



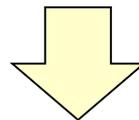
活動の実施

- ドローンによる被災状況調査(測量業務)
- 破堤箇所復旧のための緊急地質調査(地質調査業務)
- 緊急対応・応急復旧の設計(建コン業務) 等々

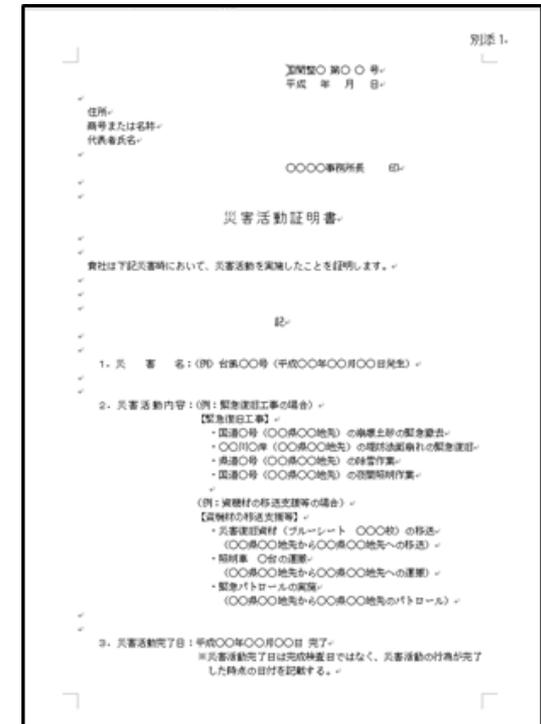


「災害協定に基づく活動」の災害活動証明書の交付
 ※証明書は活動業務分野別に交付

※活動実績証明書は、作業指示を行った機関が発行(事務所、局内現部等)



活動後に競争参加する、該当業務分野の
 総合評価落札方式で発注される業務で加点評価



災害活動証明書

※「参加表明者の経験および能力」-「地域性」-「地域貢献度」※新設で評価

[参考]本省ガイドライン

「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「資格・実績等」-「情報収集力」-「地域貢献度」

「地域要件」の設定と「地域性」の評価

一部拡充

参加資格(地域要件)

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を**参加資格要件**とする

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外は指名しない

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて**参加資格要件**として設定

評価

総合評価落札方式の「**入札参加者を指名するための基準**」で評価

継続

地域性—地理的条件

○指定エリアにおける**本店・支店・営業所の有無**を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「**地理的条件**」)

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外(加点なし)

新規

地域性—地域貢献度

○指定エリア内における**災害活動実績**を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「**地域貢献度**」)

○○事務所(発注事務所)における**災害活動実績**がある

○○事務所(発注事務所)管内**災害活動実績**がある

関東地整管内における**災害活動実績**がある

上記以外(加点なし)

2-① 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

業務成績評点の評価基準

趣旨 全国統一的な評価、技術力による選定

対象 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

概要 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し

これまで(R3. 7末まで)

優先順位1位

① 関東地整発注業務の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位(①を有しない場合に限り)

② 関東地整を除く国交省等※1発注業務の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位3位(①、②を有しない場合に限り)

③ 自治体等実績※2、マネージメント経験※2、技術的経験※3
※2⇒14ページ参照 ※3⇒14ページ及び2-④参照

6割ウェイト
(=③77点以上78点未満と同等に評価)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	79点以上
② 80%	78点以上～79点未満
③ 60%	77点以上～78点未満
④ 40%	76点以上～77点未満
⑤ 20%	75点以上～76点未満
⑥ 0%	60点以上～75点未満

今後(R3. 8から適用)

優先順位1位

① 全国の国交省等※1発注業務(テクリス登録済)の平均成績評定

保有する平均業務成績評定点に沿って評価

優先順位2位(①を有しない場合に限り)

② 自治体等実績※2、マネージメント経験※2、技術的経験※3
※2⇒14ページ参照 ※3⇒14ページ及び2-④参照

6割ウェイト
(=③78点以上79点未満と同等に評価)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

※評価区分については、次頁参照

※1 国交省等：国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、国土交通省本省内部を除く、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港関係を除く))

2-① 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8~】

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

趣旨) 業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

対象) プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要) 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点(H30・R1年度完了業務)のデータを元に整理
 ※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

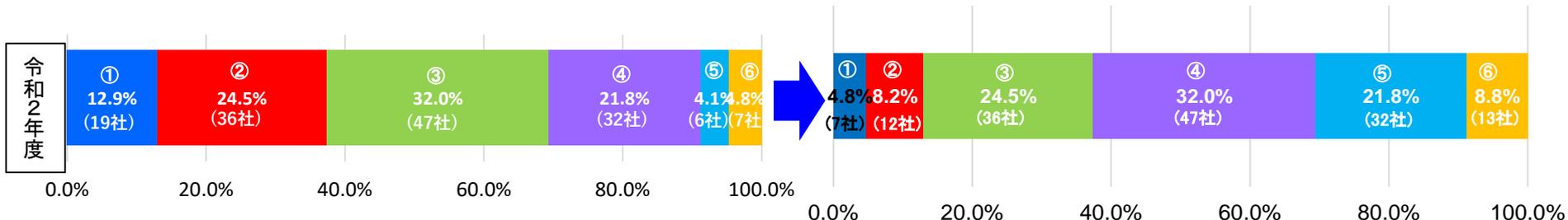
令和3年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	79点以上
② 80%	78点以上～79点未満
③ 60%	77点以上～78点未満
④ 40%	76点以上～77点未満
⑤ 20%	75点以上～76点未満
⑥ 0%	60点以上～75点未満

評価区分を
1点ずつUP

令和3年8月から

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満



2-① 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8~】

自治体等からの受注実績の評価

○企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、
関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23より適用)
(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)

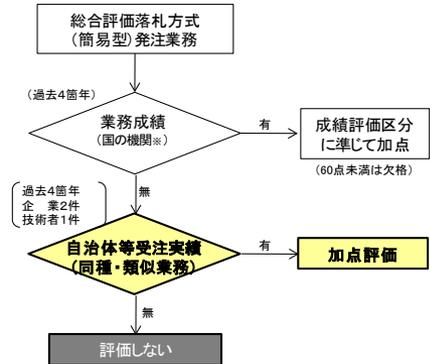
○発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、
総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)

※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)

※2 同一の自治体等の発注業務であること

※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること

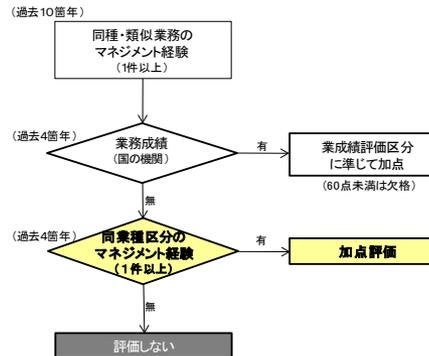
※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

○発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を
同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。

○国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、
過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上
マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の
評価において加点する。



※5 マネジメント経験者

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

○業務実績要件の緩和(試行):「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行

○企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。

○「技術的経験」とは

◆企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績。

◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)

※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

2-① 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】

優良業務表彰等の評価基準

趣旨 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

対象 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

概要 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、女性・若手技術者は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3.7末まで)

企業		配点	
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	→	①	5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

技術者		配点	
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	→	①	5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

- ※1 ①-③参照
- ※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る
- ※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る
- ※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に携わったことをテクリスで確認できる場合に評価
- ※5 ②-④参照

今後(R3.8から適用)

企業		配点	
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	→	①	5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

技術者		配点	
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	→	①	5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の女性・若手表彰※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

2-② 海外インフラプロジェクト実績認定・表彰の評価【R3.8~】

- 趣旨** 海外進出や国内外の技術者の相互活用の促進
- 対象** 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 概要**
- 海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める
 - 海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

参考

海外インフラプロジェクト実績認定・表彰の国内工事・業務における評価について(案)

【業務の場合】プロポーザル方式の場合 (本省ガイドライン抜粋)

評価項目	評価の着目点	判断基準
資格・実績等 参加・実績等 専任技術者の経験及び能力	成果の確実性 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	① 同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注1: 業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)】
実績・表彰	過去〇年間の業務実績【過去2年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合いに応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの(最大4年)とする。】	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)発注業務の同じ業種区分の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注: 業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】
予定管理技術者の経験及び能力	専任技術者の経験及び能力 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注1: 業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)】 注2: 管理技術者あるいは担当技術者(又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者)として従事した実績を評価対象とする。
実績・表彰	過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務実績【過去4年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合いに応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるもの(最大8年)とする。】	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)発注業務の同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満 なお、成績評定を受けた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 【注1: 業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】 注2: 管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】
実績・表彰	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去4年を基本とする。他地方整備局等でも類似した業務内容で発注される業務及び各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合には、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局等の表彰と同等に評価する。】	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)発注業務の同じ業種区分の優良技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり 【注1: 業種区分とは、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、補償関係コンサルタントとする。】 注2: 管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。】

企業の能力等における認定実績の活用

企業は、技術者の個別の海外実績によらず直轄業務の実績をすでに有していると考えられるが、国内の実績は無いが、海外で実績を積んだ企業が国内受注を目指す場合は、活用が想定される

技術者の能力等における評価

①業務実績

認定された海外実績を国内の実績と同様に評価

②平均成績

認定制度では評定点が与えられないことから、当面、平均成績への点数付与は行わない

③表彰

表彰された海外実績を国内の表彰と同様に評価※

※「大臣表彰」を局長表彰相当、「若手・女性表彰」を部長・事務所長表彰相当とするなど、既存の運用を踏まえて適切に運用

2-② 海外インフラプロジェクト実績認定・表彰の評価【R3.8～】

参考

【参考】海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度について

目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

対象となる工事・業務

以下の海外建設工事又は業務の従事経験を有する本邦企業等に所属する技術者※

【工事部門】

- ①発注者：外国政府/政府機関に準ずる法人(公社・特定目的会社(SPC)等を想定)、国際機関、日本政府又は政府関係機関
- ②受注者(JVの構成員を含む、ただし元請けに限る)：本邦法人またはその海外現地法人
である海外建設工事(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等)に従事した技術者(過去5年の実績)

【業務部門】

- ①発注者：上記に同じ
- ②受注者：上記に同じ
である建設関連業務(道路、河川、港湾、鉄道、空港、建築等の調査、詳細設計、施工監理)に従事した技術者(過去5年の実績)
＜国内における調査等のみをその内容とする業務は含まない＞

※主要な構造物の工事に一定の期間責任を持って関わったと申請企業等が認める技術者(国内工事・業務における監理技術者等相当以上の水準を想定)を対象とし、短期の応援業務等の一時的なサポートを含まない。

実績認定・表彰手続

【実績認定】

- 申請書類の内容を関係機関と連携して確認し、海外で従事した実績として国土交通省が認定※
※技術者が所属する企業等(海外関連会社の場合国内親会社)が申請。

【表彰】

- 応募技術者が従事した海外の工事・業務における技術力・創意工夫・貢献度等を評価し、特に優秀な者について表彰(大臣賞)
 - ・マネジメントに果たした役割、成果
 - ・直面した技術的な課題と対応
 - ・関係機関協議・調整での困難性、工夫して対処、解決した点等を評価
- 「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」を設置し、制度の検討や受賞者の選考を実施
⇒実績・表彰のコリズ・テクリス等への登録が可能となり、国内工事・業務への門戸開放。

スケジュール(予定)

- 9月30日 募集開始
- 10月30日 応募期限以降、認定審査、受賞者選考
- 令和3年～ 認定証の発行、表彰式

2-③ 手持ち業務量(金額上限)の見直し【適用時期:検討中】

趣旨 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮

対象 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

概要 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直しを検討中

【参考】手持ち業務量の緩和



- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について

建設省厚契発第43号平成12年12月6日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする

・手持ち業務量

平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: **全ての手持ち業務の契約金額合計が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者**

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「〇円」は4億円程度、「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と史料
- ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
- 発注ロットの変化等が原因と史料



- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

2-③ 手持ち業務量(金額上限)の見直し【R3.4~】

(参考)事業促進PPPの契約額

○事業促進PPP等の1件当たりの平均契約額は土木コンサルタント業務の約2.6倍

・土木コンサルタント業務:約45百万円(全体件数 約7,500件)

・事業促進PPP等 :約118百万円(全体件数 89件)※全体の3割以上が100百万円以上

○土木コンサルタント業務

(千円)

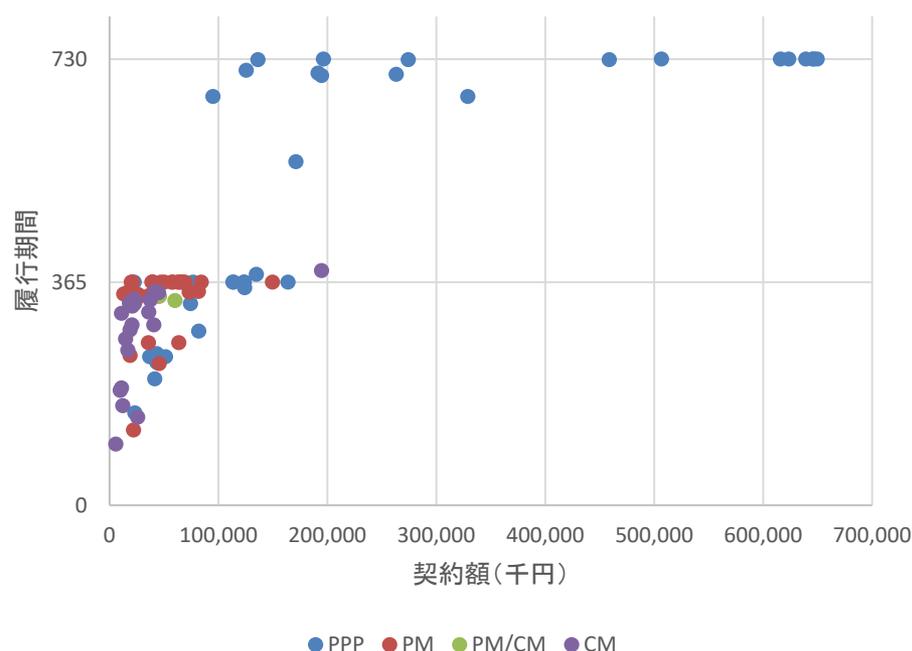
	平均契約額	件数
北海道	25,593	1,224
東北	51,971	840
関東	59,249	921
北陸	40,891	539
中部	51,543	794
近畿	48,071	1,040
中国	46,696	609
四国	44,234	490
九州	42,313	968
沖縄	49,756	124
全国	45,006	7,549

○事業促進PPP等

(千円)

	平均契約額	件数
北海道	77,495	4
東北	618,088	7
関東	89,151	12
北陸	28,248	4
中部	36,503	13
近畿	103,036	16
中国	146,897	5
四国	72,691	10
九州	50,561	15
沖縄	104,196	3
全国	117,696	89

事業促進PPP等(全体)



※事業促進PPP等

事業促進PPPと事業促進PPPと同様の特徴を有するCM・PMを集計

※R1年度完了業務を集計(令和2年10月時点)、契約額は最終契約額

※事業促進PPPと事業促進PPPと同様の特徴を有するCM・PMを集計

※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務マネジメント部会(令和2年度第1回) 資料から抜粋

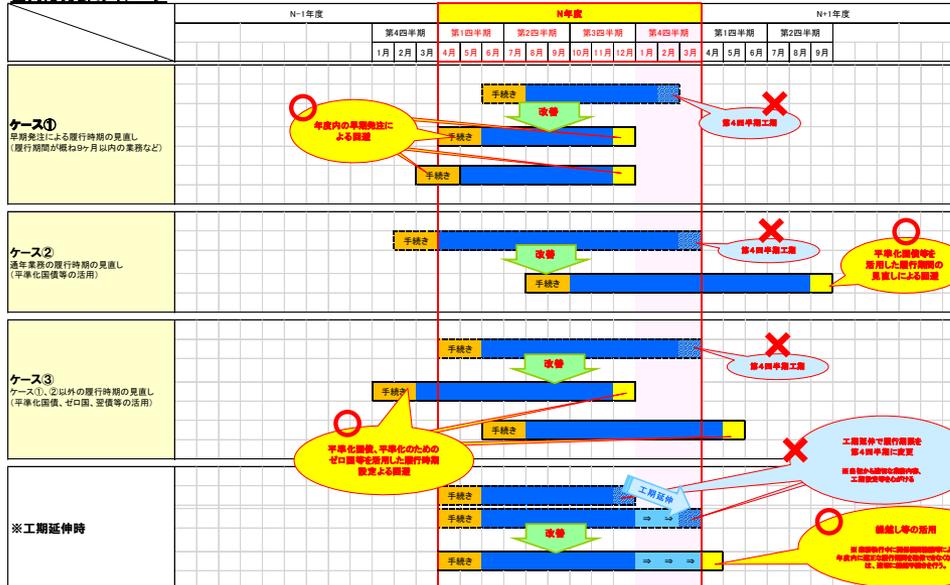
3-① 業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進

趣旨 働き方改革・WLBの推進支援、担い手育成・確保
対象 100万円以上の業務(測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務・営繕業務)
概要 早期発注、国債・翌債等を活用し、3月に集中している納期の山を他の期間に分散させる業務サイクルに見直し

履行期限の平準化

- 3月に集中している納期の山を他の期間に分散
 - 年内納期とする早期発注、国債・翌債の活用等で、適正な履行期間を確保した上で計画的な業務発注に努める
 - **中長期的には上半期50%、下半期50%を目指す**(当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率)
 - 当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とし達成に努める。(年度毎に別途目標値を設定)
第1四半期 10%以上、第2四半期 10%以上、第3四半期 20%以上、第4四半期 60%以下 ※真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮
 - 業務執行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。
- ⇒ 国や地方公共団体等の発注者が自らの取り組み状況を客観的に把握するため、
第4四半期の履行期限について、別途設定する全国統一指標に基づき調査を行い、その結果をとりまとめ、発注者協議会等で公表(次頁参照)

■ 対応方針のイメージ



(参考)業務サイクル見直しのイメージ		N-1年度		当該年度(N年度)				N+1年度	
		下期	上期	下期	下期	上期	下期	上期	下期
単年度(工事上半期発注パターン)	業務			○公債 → ○契約	○公債	○公債	○公債	○公債	
	工事			○公債	○公債	○公債	○公債	○公債	
国債(工事下半期発注パターン)	業務	○公債	○公債	○公債	○公債	○公債	○公債	○公債	
	工事			○公債	○公債	○公債	○公債	○公債	

○国債工事に先行かつ連続して実施する設計業務
(測量・地質調査等を含む)
○国債、2ヶ年国債(平準化国債)を活用し、異なる業務サイクルの見直しを検討

※「発注者負担を減らすための今後の建設年度・管理システムのあり方に関する調査報告書」(平成30年度 第2回 平成31年3月6日)資料を参考に作成

3-① 業務履行期限の平準化(地域平準化率)の推進

地域平準化率(履行期限の分散)

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」

- 改正品確法の理念を実現するため全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値を決定
- 発注業務の第4四半期履行期限設定割合 である『地域平準化率(履行期限の分散)』を全国指標として設定

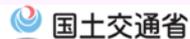
★ R6年度の目標値 を『0.5以下』に設定

(「関東ブロック:国等・都道府県・政令市」および「関東地方整備局」)

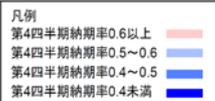
※関東ブロックの目標値は関東ブロック発注者協議会にて設定、県域の目標値は各都県の分科会等にて設定するとともに、各発注機関が自ら目標値を設定

※指標については毎年フォローアップを実施し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組む

【参考】全国統一指標の設定について【県域】



地域平準化率(業務) (第4四半期履行期限設定割合)



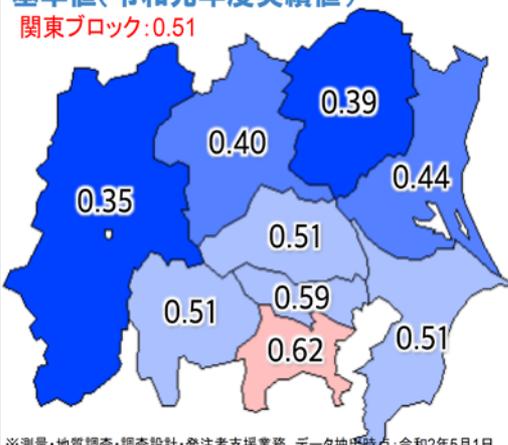
$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
 稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出
 ※ブロック単位は、国発注も含めて算出

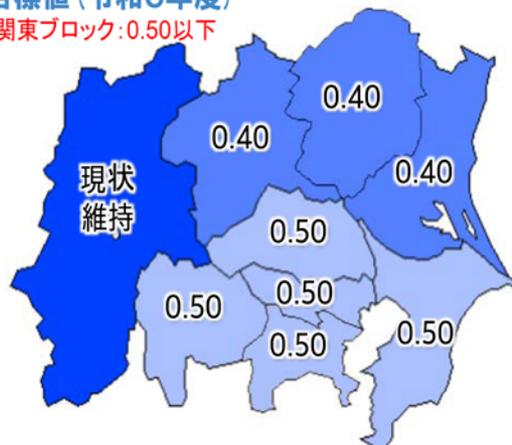
基準値(令和元年度実績値)

関東ブロック:0.51



目標値(令和6年度)

関東ブロック:0.50以下



※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点:令和2年5月1日
 ※営繕業務 データ抽出時点:令和2年6月23日

地域平準化率	
定義	発注業務の第4四半期履行期限設定割合 対象:100万円以上の業務 稼働件数:当該年度に稼働 (繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む)
指標分類	(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) ÷ (年度の業務稼働件数)
備考等	○測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 -業務実績情報システム(テクリス)登録データベースより ○営繕業務:公共建築設計者情報システム -(PUBDIS)登録データベースより

3-② -資料閲覧の効率化- クラウドを活用した資料閲覧【R2.9~】

趣旨 働き方改革、労働基準法改正(残業時間の上限規制)を受けた再改善(感染症拡大防止効果も期待)
対象 資料閲覧を行う全業務(原則)
概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

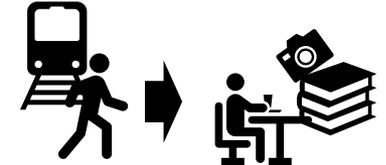
資料閲覧方法の変遷

従来①(～R2.3まで)

- 発注機関(事務所等)で、時間内(2時間/1社)に閲覧
- 紙ベースの成果品を閲覧(複写等は認めていない)
- 成果品の写真撮影は可

課題

- 参加者の負担が大きい(手間、時間、移動 etc)

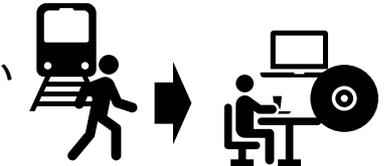


従来②(R2.4～R2.8まで)

- 紙ベースの成果品の閲覧と併せて、電子成果品による閲覧可
- 電子成果品データ等の一時複製を許可

課題

- 参加者の負担が大きい(移動 etc)



現行(新試行:R2.9～)

- **クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。**※電子データが無い資料を除く
- **従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。(R2.12～改善)**

期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

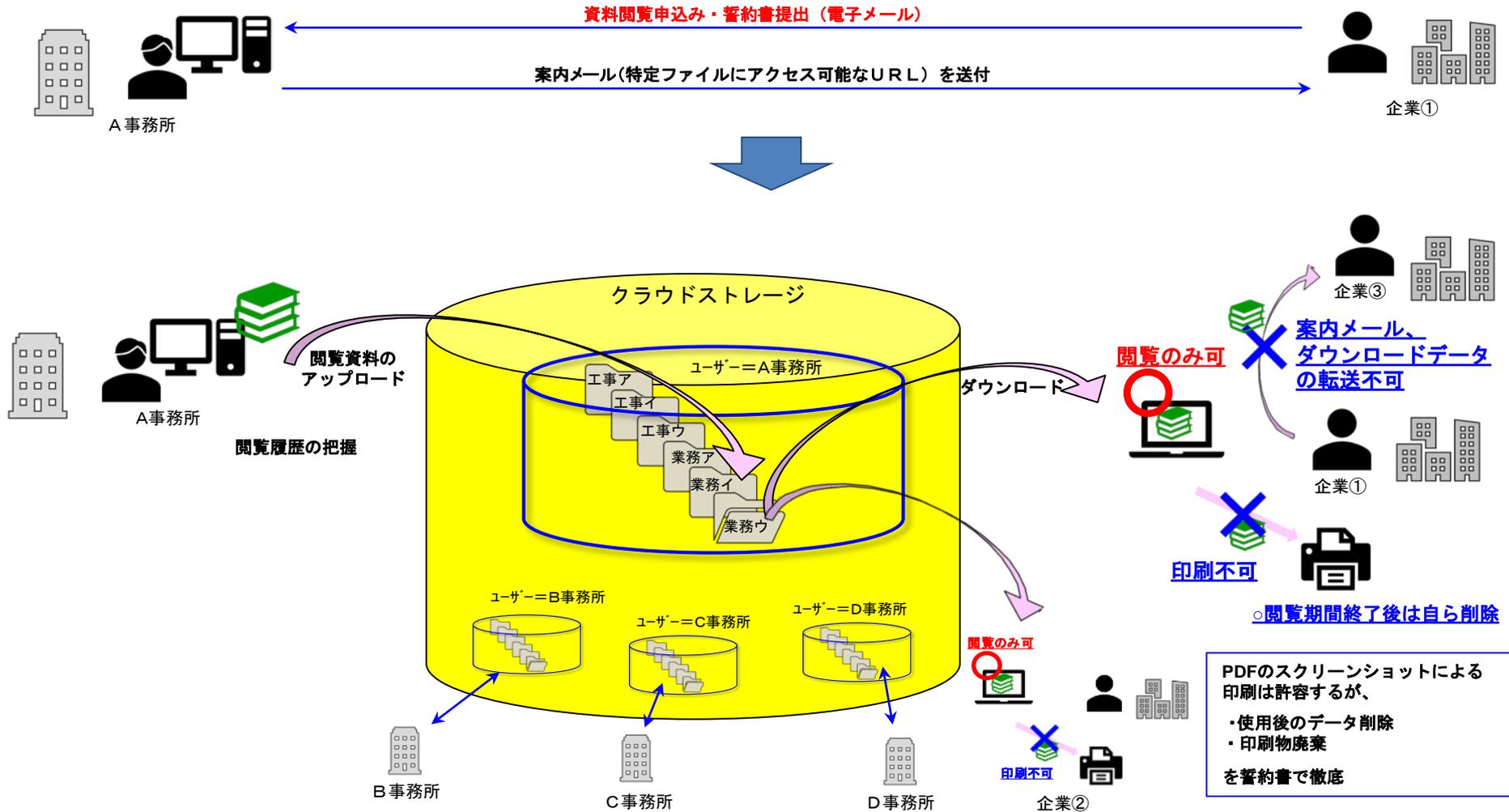
- 閲覧会場への移動が不要(自社でDL、一時複製、閲覧が可能) etc



留意事項(従来②と同様)

- 電子データの取扱い(セキュリティ対策)として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い(電子成果品以前の業務成果など)場合は、従前通りの閲覧(紙成果)で実施

-資料閲覧の効率化- クラウドを活用した資料閲覧【R2.9~】



3-③ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表

趣旨 働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善（感染症拡大防止効果も期待）

対象 建設コンサルタント業務等

概要 従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス（PPI）」により閲覧可能に改善。

入札情報サービス（PPI）で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

※ プロポーザルに付した場合以外の随意契約においても適用24

3-④ 業務発注手続きの発注者補助業務【試行：R3年度～】

◆ 業務発注手続きの発注者補助業務 -行政事務補助(調査設計資料作成業務)-

趣旨 入札契約手続きのチェック体制強化、ワークライフバランスの推進

対象 調査設計資料作成業務の一部

概要 業務の入札契約手続き資料作成や、参加表明書の評価※のための資料作成・チェック等をアウトソーシングすることで、客観的なチェックによるミス防止、事務負担軽減によるワークライフバランスの推進をはかる。

※企業や技術者の実績・経験から機械的に評価点が決まる項目(業務実績、成績評定点、表彰有無等)に限る

特記仕様書記載例

第14条 業務内容

1. 受注者は、仕様書第13条に示す業務対象案件について、以下に掲げる業務を実施するものとする。
なお、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- ① 施工計画立案に関する資料作成
- ② 工事発注計画に必要な所定の図面、数量等に関する資料作成
- ③ 各種設計に用いる検討資料の作成
- ④ 関係機関等の協議に関する資料作成
- ⑤ 地元説明に関する資料作成
- ⑥ 予算要求に関する資料作成
- ⑦ **業務の入札契約手続きに関する資料作成**

特記仕様書に、この記載がある「調査設計資料作成業務」には、下記「業務発注手続きに関する資料作成」の内容が含まれる。

「業務発注手続きに関する資料作成」の内容

- 発注者の指示に基づく公示資料等の作成
- 提出された参加表明書(実績等)に基づく評価(客観点)作業
 - ・システムへのデータ入力
 - ・入力データ、出力データの整理
 - ・資料作成等
- 各種チェック・発注担当者への説明
 - ・発注者指示と公示資料等の整合性チェック
 - ・公示資料等とガイドライン、通達、事務連絡等との整合性チェック
 - ・公示資料等、参加表明書記載内容、発注者が把握している実績データ等、評価結果間の整合性チェック
 - ・作成資料、チェック結果を用いた、発注担当者への説明、発注担当者とのWチェック
- その他(発注者の指示に基づく資料の作成など)

★以下は業務内容に含まれない(実施不可)

- 技術提案書(様式-8、9)に関すること
- 技術提案書の評価結果及び全体評価結果に関すること
- 積算、予定価格に関すること
- 「発注者支援業務等」※に関すること
 - ※「発注者支援業務等」は以下を指す
発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、行政事務補助業務、工事監督支援業務に準じる業務

令和3年度 **継続**項目

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- 1-① 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大
- 1-② 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- 1-③ 適切な地域要件の設定
- 1-④ 若手技術者の活用を評価(対象年齢を35歳から40歳に引き上げ)
- 1-⑤ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 2-① 分離発注の徹底
- 2-② 拡大型プロポーザル方式の導入
- 2-③ 業務実績の評価対象期間の見直し
- 2-④ 業務実績要件の緩和

3. 事務手続きの効率化

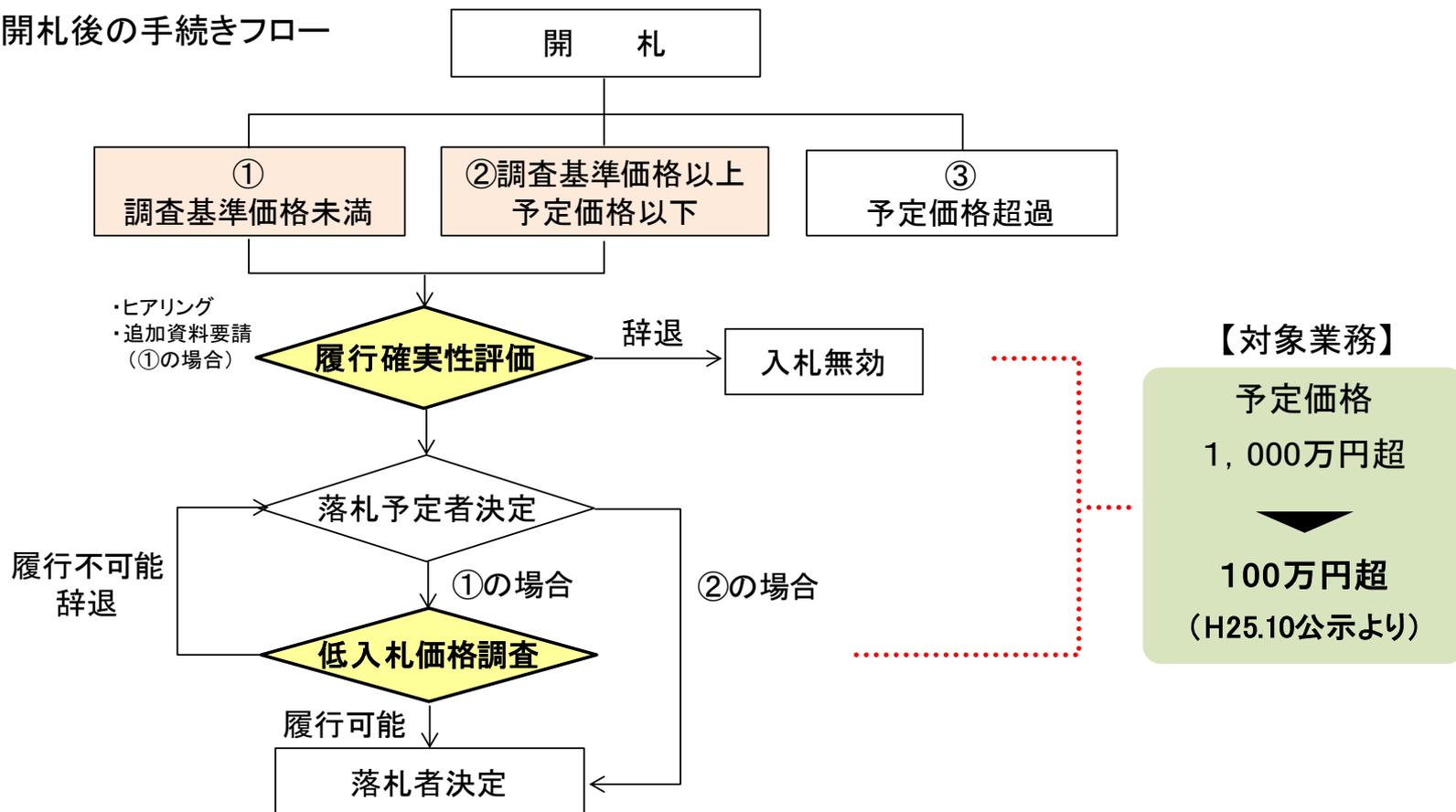
- 3-① 入札説明書等の記載の簡素化
- 3-② 入札公告資料の合理化
- 3-③ 一括審査方式の導入
- 3-④ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)
- 3-⑤ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入
- 3-⑥ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)
- 3-⑦ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用

趣旨) 更なる品質確保

対象) 総合評価落札方式で発注する予定価格100万円を超える業務

概要) 品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大(H25.10公示より適用)

■開札後の手続きフロー



趣旨) 競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示

対象) 1事務所1件の試行実施(予定)

概要) 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更(R1.8公示より適用)

(条件明示チェックシート:発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。)

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	現 行	R2 変 更
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提出時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないクリティカルパスが可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

1-③ 適切な地域要件の設定【一部拡充：R2.8～】

趣旨) 地域企業の育成、確保

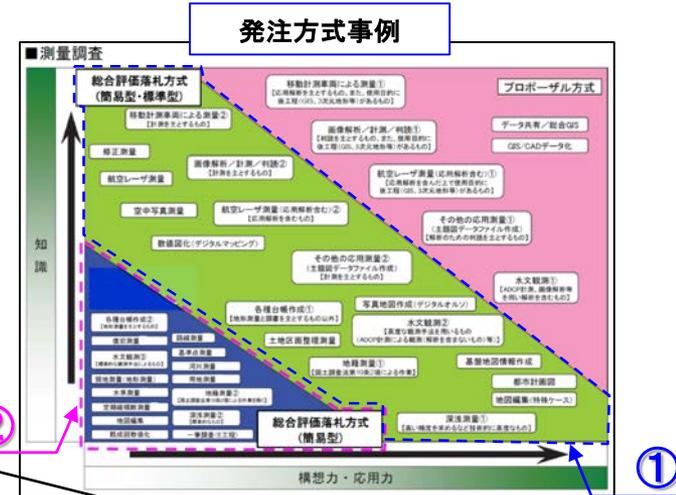
対象) 総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

概要) 「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)に拡充(原則)

※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く)

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用



見直し(拡充)前			土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
			プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)
			現場なし	比較的規模が小※1	×
	その他	×			
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	積極的に実施	
	その他			×	

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

見直し(拡充)後			土木コンサル、 <u>測量</u> 、地質調査、補償コンサル			測量			
			プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2	総合評価(簡易型)※3
			現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×
	その他	×	×						
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	積極的に実施	×	×	積極的に実施		
	その他						×	原則適用	

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

今回見直し(拡充)

【参考】 令和2年度実施方針より抜粋

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○:適用
 ×:適用しない

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記の該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】	○	×	➢砂防業務など、現地作業が困難な箇所を航空レーザ・UAV・地上レーザを利用する事例
		×	➢i-constructionの一環として3次元データ取得が必要な事例
水準測量	○	×	
定期縦横断測量	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例(設計用数値地形図データ作成仕様準拠)
既成図数値化	×	×	➢GIS等で活用される地図データベースを作成する事例(独自のレイヤ設定や作成手法)
路線測量	○	×	➢交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
		×	➢現地作業が困難な箇所など、地上レーザを利用する事例
基準点測量	○	×	
河川測量	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例(リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深淺測量②【標準的なもの】	○	×	➢急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
		×	➢面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

1-④ 若手技術者の活用を評価【継続】

趣旨) 若手技術者の育成・確保

対象) 総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

概要) 管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、技術者に若手を配置した場合に加点評価。(H27.8公示より適用)

H30.8以降公示の業務より、若手技術者の対象年齢を35歳以下から40歳以下に引き上げて運用を開始

- ・ 管理(主任)技術者の「業務実績」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り
- ・ 企業は通常どおりの配点割合

資格・実績評価の配点

指名段階における管理技術者の配点

評価項目		配点	
		通常	試行
資格・実績	技術者資格	4	4
	CPDの取得状況	1	1
	同種・類似業務の実績	10	5
成績・表彰	業務成績	30	30
	優良業務表彰等	5	5
若手技術者の配置		—	5
計		50	50

(例：土木コンサル業務、地質調査業務)

1-⑤ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【継続】

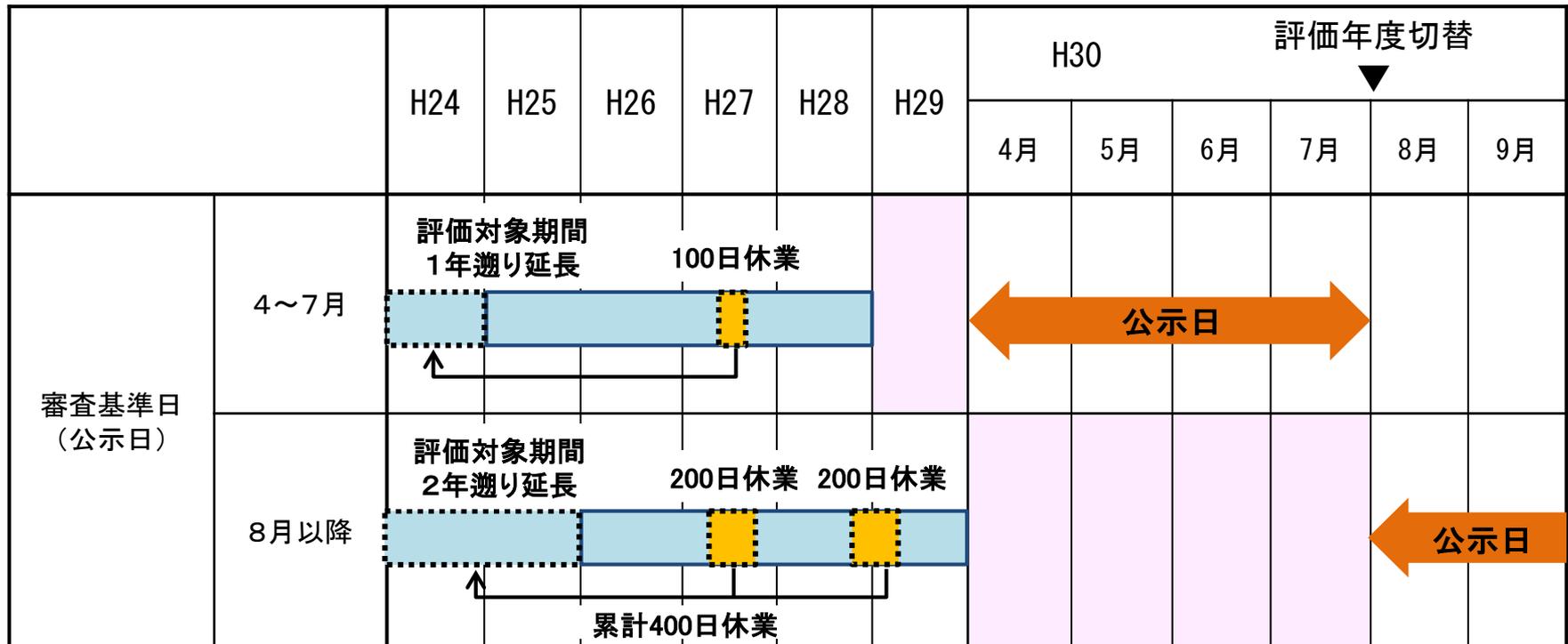
趣旨) WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援

対象) 総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

対象となる休業: 「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

概要) 配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長(H28.8公示より適用)

■ 業務成績、優良業務表彰(評価対象期間: 過去4箇年)の例



□ : 評価対象期間外

2-① 分離発注の徹底

2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

2-① 分離発注の徹底

趣旨) 担い手の育成・確保

対象) 測量、地質調査、設計等の業務

概要) **業種区分に応じた分離発注を原則**とする。

やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

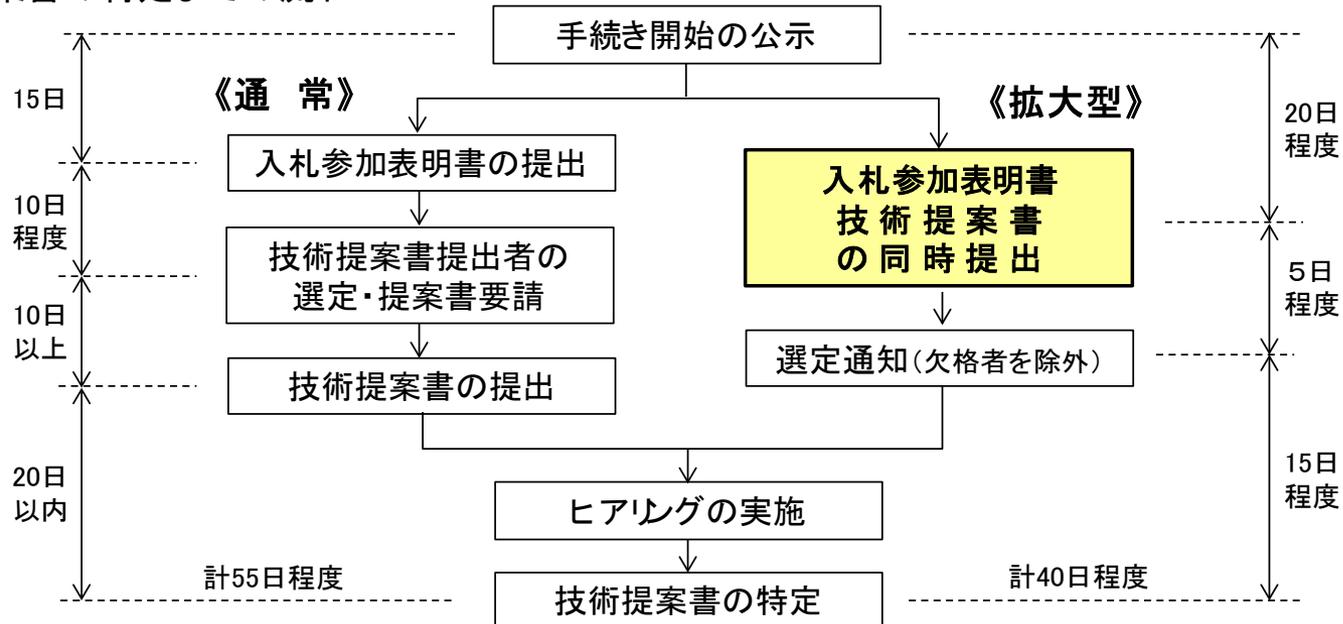
2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

趣旨) 品質向上

対象) 簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務

概要) 幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。(H25.10公示より適用)

■ 技術提案書の特定までの流れ



2-③ 業務実績の評価対象期間の見直し

趣旨) 「履行期限の平準化」の取組み推進(繰越制度の活用等)等への対応

対象) 同種・類似業務実績を求める業務

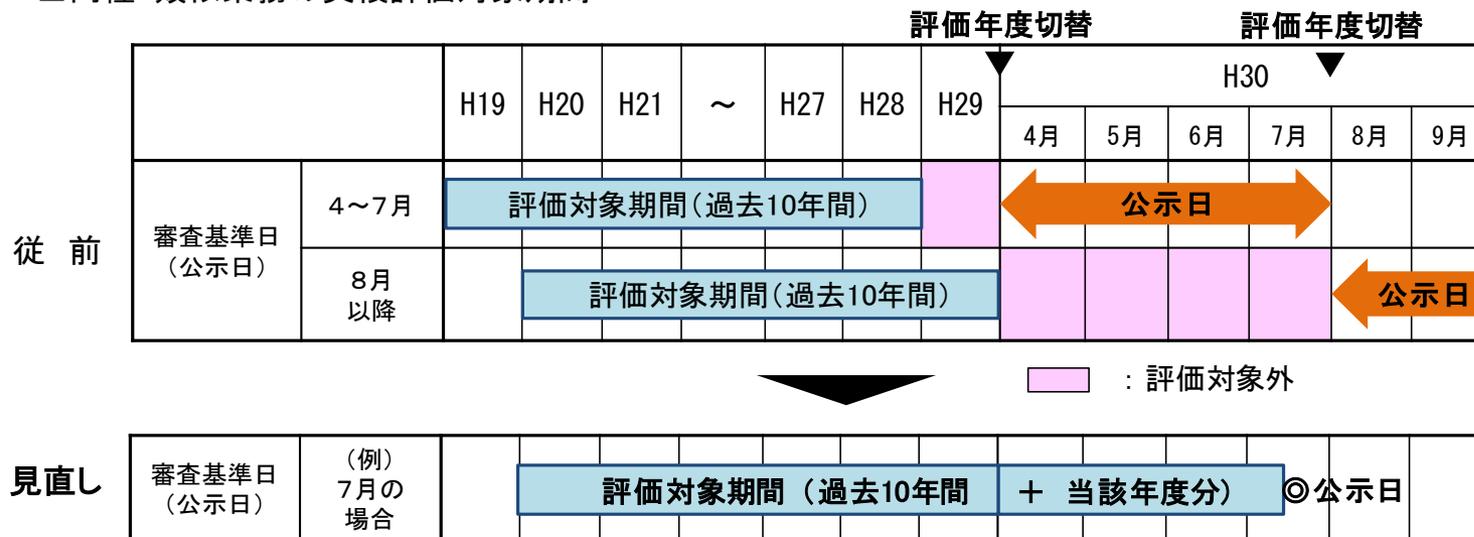
概要) ○評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の審査基準日(公示日)までに完了した業務が

対象となるよう見直し(H28.4公示より適用)

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長

(1-⑤) 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)を適用)

■ 同種・類似業務の実績評価対象期間



2-④ 業務実績要件の緩和【R2.4～】

趣旨)実績が少ない分野の業務における、より高い技術力を有する企業の参加促進

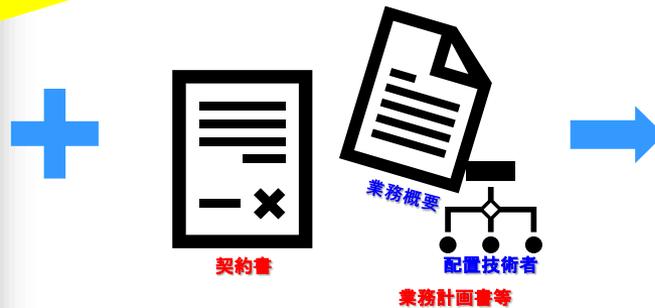
対象)実績が少ない分野の業務(プロポーザル方式・拡大型)

概要)先進的な内容など関東地方整備局等の実績が少ない業務において、同種・類似業務実績を求めることで、参加者を過度に制限し、より高い技術力を有する企業を排除する可能性がある場合などに、同種・類似業務実績を求めない試行を実施。

- 特定テーマの「技術提案」と併せて、実現性確認の参考となる事例(技術的経験)を求める。
 - ⇒研究実績、役務、自治体実績でも可
 - ⇒技術提案内容を裏付ける技術的経験を、参加者が選定して申請
- 業務成績が無い場合は、「技術的経験」があれば規定に基づき評価(2-①参照)
 - ※より高い評価の業務成績を有している場合は、高い評価を採用

○業務の技術提案内容履行のために必要となる「技術内容」と「活用事例(技術的経験)」

○当該業務への「技術内容」の活用方法を技術提案書に記載



「技術的経験」の確認資料

技術提案書

■「技術的経験」が確認できた場合

⇒技術提案内容を評価

⇒業務成績を有しない場合は、6割ウェイトで評価

※より評価が高い業務成績を有する場合は高い評価を採用

■「技術的経験」が確認できない場合

■「技術的経験」が技術提案内容の実現性を示していないことが明らかな場合

⇒特定しない

3-① 入札説明書等の記載の簡素化

3-② 入札公告資料の合理化

◆入札説明書等の記載の簡素化

趣旨) 入札参加にかかる作業(受注者)、評価作業(発注者)の負担軽減 等
 対象) プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要) ・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載

- ・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
- ・総合評価落札方式(簡易型)の、技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制(H27.8～)
- ・実施方針における評価ポイントの明確化(H28.8～)

■技術提案書の記載内容

項目	従 前	試 行
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工程表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
その他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

◆入札公告資料の合理化 (R2.4から試行)

趣旨) 事務負担の軽減、記載ミスの防止

対象) プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

概要) 入札説明書(個別)等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付。

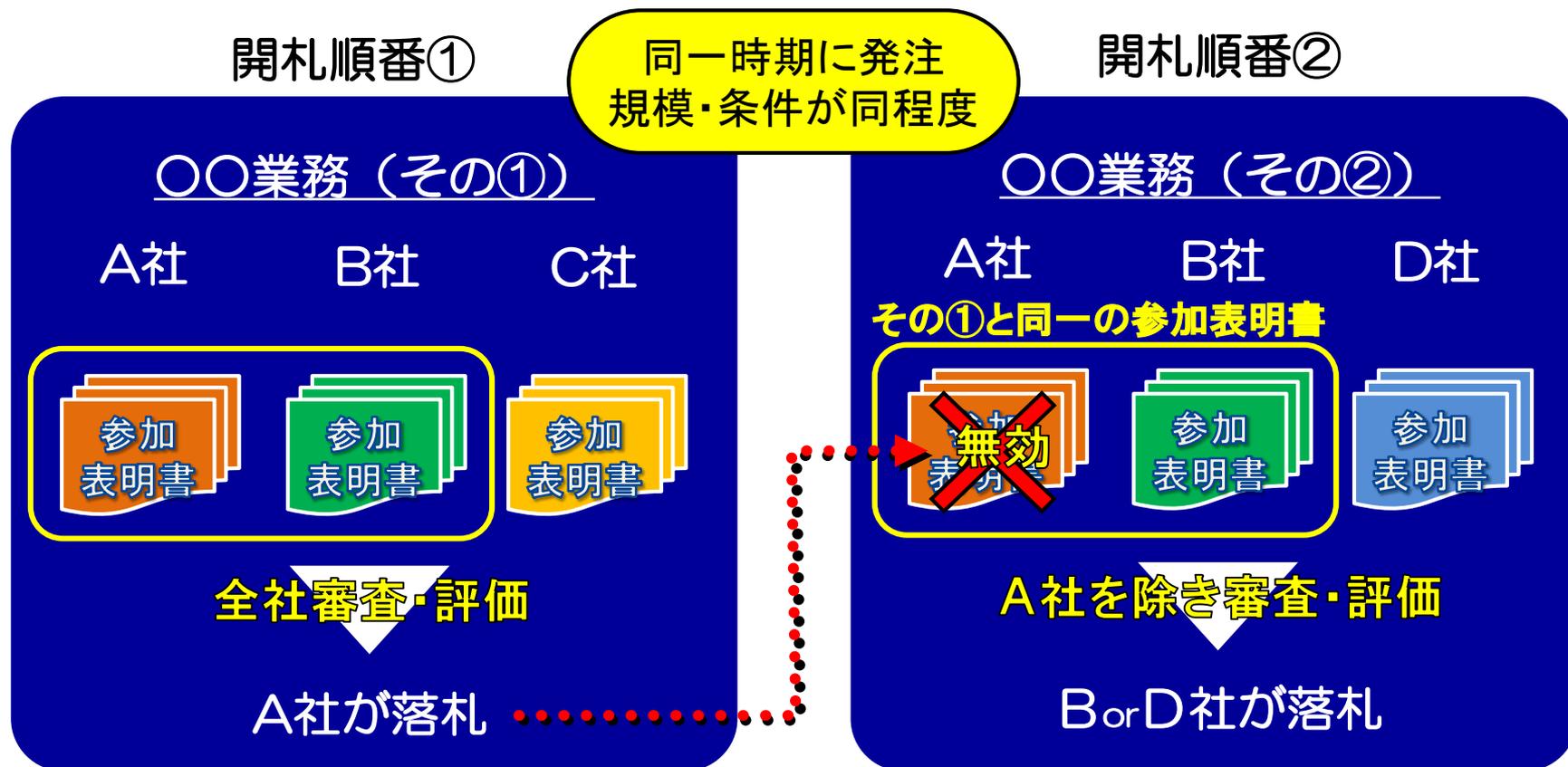
受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる

3-③ 一括審査方式の導入【H28.8～】

趣旨) 受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

対象) 総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
(例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

概要) ・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)



3-④ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27年度～】

趣旨) 受・発注者の負担軽減

対象) 総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務

概要) 評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。
 H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)
 更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。(H29.4～)

これまで

■対象業務

河川事業：堤防・護岸設計
 道路事業：道路予備・詳細設計
 構造物予備・詳細・補修設計



更なる簡素化

通常の標準型との使い分けを
 個々の業務特性に応じ判断
 (試行対象を全業務に拡大)

■技術点算出のための評価項目・ウェイト

※()：配点

評価項目		予定技術者		技術提案		ヒアリング
		資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ	
評価のウェイト	標準型 (1:3)	25%(50)		75%(150)		有
		10% (20)	15% (30)	25% (50)	50% (100)	
	技術者評価 【試行】	50%(100)		50%(100)		有
		10% (20)	40% (80)	50% (100)	無	



ヒアリング省略

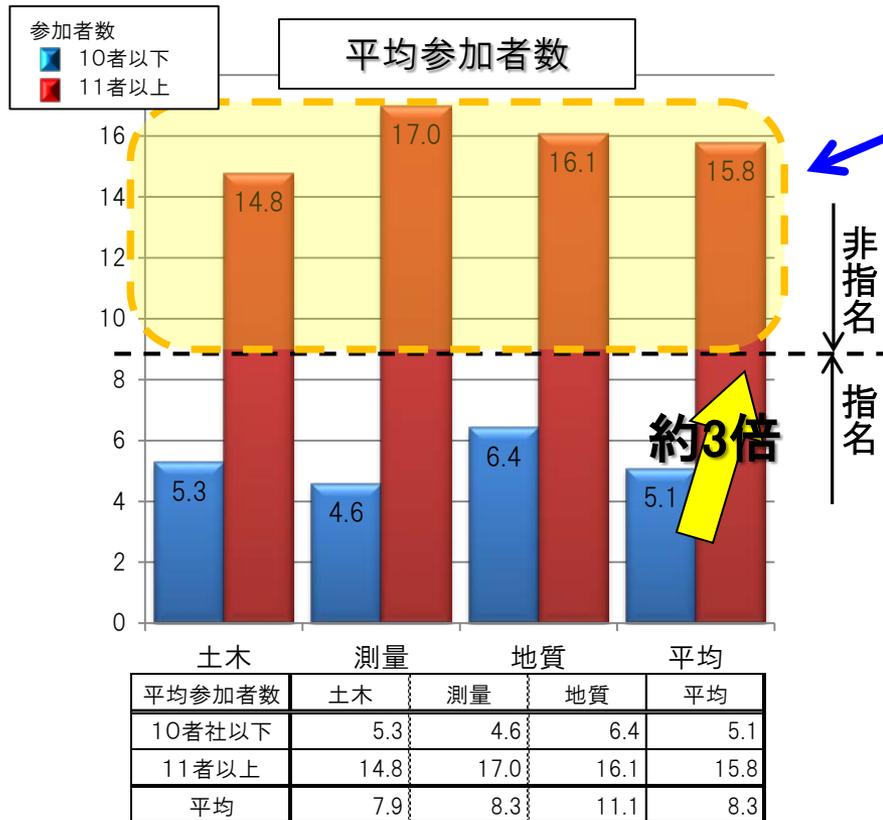
3-⑤ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入

趣旨) 評価・審査の効率化、事務負担の軽減

対象) 総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

概要) 「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。(H30.8公示より適用)



10者以下の参加表明があった業務では平均参加者数は5者程度。対して11者以上の参加表明の場合は、15者程度と3倍になっている。

指名されない者の参加表明書も詳細に評価しており、多大な事務負担となっている。

非指名と想定される者の審査・評価を効率的に進め、事務負担の軽減を図る。

「予算決算及び会計令」に基づき、10者を指名(最下位順位で同点の者が複数いる場合は10者を超えて指名)

※サンプル: 平成28年4月1日以降平成29年6月30日までに契約した業務(総合評価落札方式(公募型、簡易公募型、簡易公募に準じた方式))

3-⑥ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8~】

趣旨) 評価・審査の効率化、事務負担の軽減

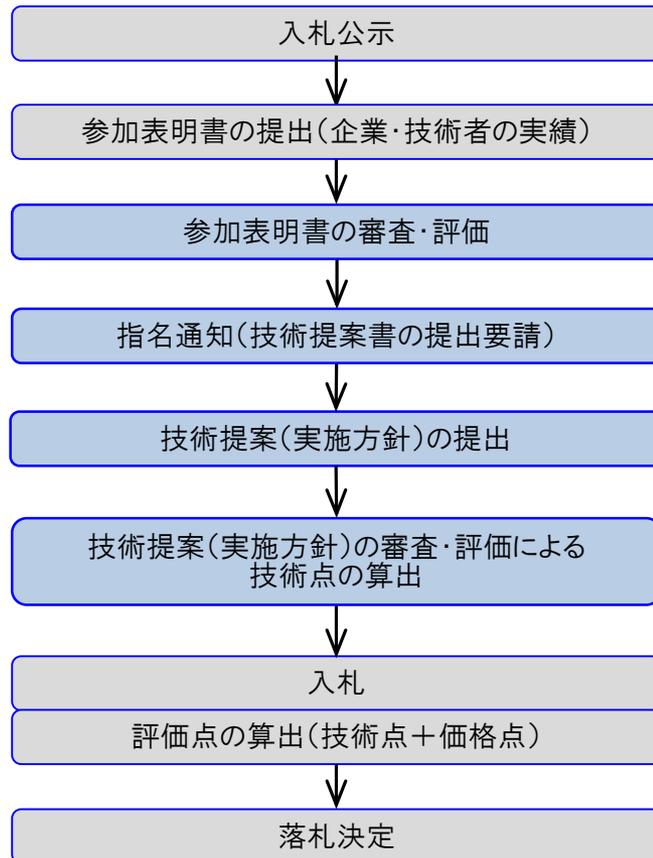
対象) 総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務

概要) 参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

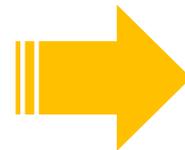
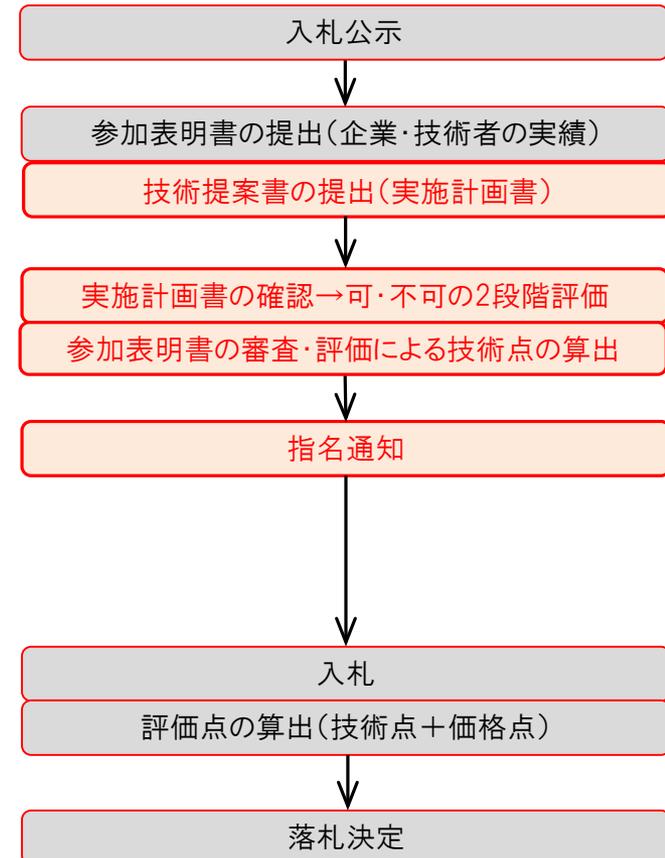
技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。

試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。

【指名競争】総合評価落札方式の実施手順



【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順



2段階審査を
1段階審査へ

手続き期間の
短縮

3-⑦ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用(R2年度～)

趣旨) 品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保

対象) 災害復旧等関連の業務(※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用)

概要) 迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用**

